

## 奴隷と法と裁判 Slavery and Law – How lawyers thought about slavery

### Part 4 Slavery in Ancient Rome

(This article was published in a small booklet called “The Windows of Author’s Study (書齋の窓 May 2021)” which introduces authors’ thoughts and motives on their planned books. Because the pages given to me by the publisher was limited, this article focuses only on the problems which stimulated me most. Footnotes are also limited to a minimum, The full version of the book is coming soon.)

Professor Emeritus, Tokyo University

Yoshihisa Nomi

#### 1 Why it is important to look into Roman slavery?

This time, I leave America for a moment and look at the slave laws of ancient Rome. A comparison with Roman slavery elucidates the racist basis of the American slavery system. At the foundation of the American slavery system is the deep rooted bias against colored people, which cannot be expressed by a simple word of racism. It is embedded not only in the minds of people but also in the structure and system of the society. The term “systemic racism”, which is often used these days, expresses just this kind of racism.

In contrast, Roman slavery was not a racist system. Discrimination against those of lower social status did exist, but once they were emancipated from slavery, they could, in principle, acquire citizenship and be promoted in the society based on their abilities and achievements. One example is Pertinax, who briefly became emperor in 193. The son of a freed slave, he becomes a soldier, gets promoted for his meritorious service, and becomes emperor after the assassination of Emperor Commodus (the notorious emperor in the Hollywood film “Gladiator”).

#### 2 Slavery in the Roman Society

#### 3 Legal status of Slaves under the Roman Law

##### (1) Definition of Slave

From the early days of Rome until the 6<sup>th</sup> century AD, the time Corpus Juris Civilis was compiled by Emperor Justinian in the long time period of more than a millennium, the status of slavery was not always the same. From the time of the Laws of the Twelve Tables (Leges Duodecim Tabularum) to the time of Classical Roman Law, and to time of the late Roman law, we see many changes. One of the important changes was the influence of Christianity, which has become a state religion after the 4<sup>th</sup> century. Social changes, such as decline of free farmers and the increase of *coronus* also affected the meaning and status of slaves.



5<sup>th</sup> century BC Lex duodecim tabularum



6<sup>th</sup> century AD Corpus Juris Civilis

The compilation of the *Corpus Juris Civilis*, which is a major source of Roman law, was accomplished ironically after the collapse of the West Roman Empire and during the period of Byzantine Empire in the 6th century. The chief editor Tribonian collected materials of the classical theory of the classical period, but his editorial works reflect the thoughts of his time. Especially interesting is the so-called *Institutiones*, which is said to be the textbook for the beginners of studying law, slips intentionally (?) editor's personal thoughts in the explanation of the law. An example can be seen in the definition and the theoretical grounds of slavery.

(2) Legal status of slaves

(3) Social status of slaves

(4) Emancipation

#### 4 The Fall of Western Roman Empire and the slavery

(『書齋の窓』(有斐閣)2021年7月号17頁に掲載したものの元の原稿です。『書齋の窓』は広報紙ですので、字数制限があり、注も最小限にとどめています。)

東京大学名誉教授 能見善久

#### 第4回 古代ローマの奴隷制度

1 なぜローマの奴隷法を取り上げるのか Why is it important to look into Roman slavery?

今回は、一度アメリカから離れて古代ローマの奴隷法制を見ることにしたい。ローマの奴隷制度と比較することによって、アメリカの奴隷制度がいかに人種差別的な制度であるかが明らかになるからである。アメリカの奴隷制度の根幹にあるのは、人種差別という言葉ではおそらく表現しきれない、むしろ黒人に対する蔑視の思想であり、奴隷制度が廃止されてから約一五〇年たった現在でも、社会の諸制度の中にそれが残っている。最近よく見かける「システミックな人種差別」という言葉はまさにこれを表現している。

これに対して、ローマの奴隷制度は人種差別思想に基づく制度ではなかった。身分の低い者という差別は確かにあったが、解放されれば、原則として市民権を取得でき、能力・功績により社会的昇進もできた。その1例として、一九三年に短期間だが皇帝になったペルティナックスがいる。彼は解放奴隷の息子であったが、軍人となり、功績が認められて昇進し、コモドス帝(映画「グラディエーター」の悪役皇帝)が殺害された後、皇帝になるのである。

#### 2 古代ローマ社会と奴隷 Slavery in the Roman society

古代ローマにおいては奴隷制度は社会の経済的根幹を支える重要な制度であった。農業、鉱山労働、家事労働、手工業など、広い分野で奴隷は労働の担い手であった。医者・教師・詩人などの専門職に従事しているものもいた。さらに、国家が所有する奴隷もあり、事務的な職務などに従事していた。奴隷の人数は<sup>1</sup>、かつては全人口の三〇%程度だったとする説もあったが、最近の研究はもっと少なかったとするものが多い。

Beloch の推計をもとにした AD 14 年頃の全人口および奴隷人口推定値

	面積 平方キロ	全人口(奴隷含)	人口密度 人数/km <sup>2</sup>	奴隷人口(地域により%)は異なる)
1 ヨーロッパ	2,231,000	23,000,000	10	
イタリア半島全体 (内 ローマ)	250,000	6,000,000 (800,000)	24	2,000,000 (33%) 280,000 (35%)
スペイン	590,000	6,000,000	10	600,000(10%)

ガリア	535,000	3,400,000	6.3	
ギリシャ半島	267,000	3,000,000	11	990,000 (33%)
その他	589,000	4,600,000		
2 アジア (シリアなど)	665,500	19,500,000	30	
3 アフリカ	443,000	11,500,000	26	
エジプト	28,000 (除砂漠)	5,000,000	179	525,000 (15%)
その他	415,000	6,500,000		
ローマ帝国全土	3,339,500	54,000,000	16	5,000,000 (10%)

奴隷の主な供給源は、紀元後1世紀ころまでは戦争の捕虜であり、ゲルマン人、ブリトン人、ギリシャ人、アフリカ人、ユダヤ人など多様な人種からなる。その後もダキアでスラブ人との戦いが続き、その捕虜が奴隷になっていたが、多くはなかった。母が奴隷であると子も奴隷となるという原則により、奴隷の再生産は続いたが、それでも、3世紀以降は、奴隷数自体が減少した。

### 3 ローマの奴隷の法的地位 Legal status of slavery in Rome

#### (1) 奴隷の定義

ローマの初期からユスティニアヌスの『ローマ法大全』が編纂された紀元後六世紀までの約一〇〇〇年の間にローマの奴隷制度も変化している。特に、四世紀以降は国教となったキリスト教が浸透し、また、自由農民が没落して土地に縛られる耕作人(コロヌス)が増えて奴隷との差が縮小するという社会構造の変化もあり、奴隷の地位にも影響している。ローマ法大全の編纂自体、西ローマ帝国が崩壊した後の六世紀の東ローマ帝国の時代である。古典期の学説などを編集しているが、当時の時代背景を反映している。ローマ法大全の中の「法学提要」は、法学の教科書であるが、当時の編者の見解が率直に述べられていることがあって面白い。

まず、その法学提要の第1巻3章「人の法について」の中で奴隷についての記述を見よう。「人の法についての最上位の区分は、全ての人は自由人か奴隷かである。・・・奴隷制度は、万民法(ius gentium)に基づく制度であり、そこでは人は、自然に反して(contra naturam)、他人の支配下に置かれる。・・・奴隷は生れによって生じるか、奴隷とされることによって生じる。生まれによって奴隷になるとは、女奴隷から生まれた場合である。奴隷とされるというのは、万民法に基づき、捕虜になったことで生じるか、市民法(ius civile)に基づき、二〇才を超えた自由人が対価を得て自分の身を売却することによって生じる。」

この記述は、ガイウス(2世紀)やフロレンティヌス(2~3世紀?)の著書をもとにしている。注目すべきは、奴隷は売買や遺言による処分の対象となるなど「物」として扱われる一方で、ここでは「人」の分類の中に位置付けられていることである。そして、奴隷制度が万民法に基づくとしつつ、人が他人を所有するという点で「自然に反する」と言っている。「自然法(ius naturale)」に反するという意味である。思い切ったことを言っているが、その意味を理解するためには、ローマ時代の「自然法」とは何かを考える必要がある。上記の記述に先行して、法学提要は「自然法、万民法と市民法」について次のように説明している。「自然法とは、自然の全ての生き物が教えるところのものである。すなわち、この法は、人間にとってだけでなく、空、陸、海に生まれた全ての動物にとっての法である。・・・各民族は自分たちに固有のものとして作った法は、それぞれの市民に固有のものであり、市民法と呼ばれる。それは自分たちに固有の法である。しかし、自然の理(naturalis ratio)によって全ての民族の間で作られた法は、全ての民族を通じて守られるものであり、万民法と呼ばれる。これは全ての民族が法として適用するものである。ローマ人も、一部は自分たち固有の、一部は諸民族に共通の法を適用する。・・・ローマ人に適用される法はローマ人の市民法と呼ばれる。・・・これに対して、万民法は全ての人々に共通である。これは実際の慣習や人々の必要性から、諸民族が自分たちで作ってきたものである。たとえ

ば、戦争が発生した場合、人は捕虜となり、奴隷とされる。もっとも、これは自然法に反する（自然法では全ての人は最初は自由に生まれるから）。また、この万民法から、ほとんど全ての契約が導かれる。たとえば、売買、雇用、組合、消費貸借など。」

ここには、後世、国際法の父と言われたグロチウスが基礎とした考えが述べられている。グロチウスにとって国際法（万民法）とは、互いに上下関係にない各国が従わなければならない共通法である。それに従うのは、それが自然法を基礎としているからである。但し、ローマの自然法はストア的であり、グロチウスのキリスト教的なものとは異なる。奴隷制度については、ローマ法がこれを自然法に反すると断じているが、グロチウスの自然法はこれを許容する（次回扱う）。

## （2）奴隷制度をめぐる万民法と自然法

奴隷制度が自然法に反するとされながら、万民法によって認められるというのはどういうことか。万民法は自然法に基礎づけられるからこそ万民に対して妥当するのに、自然法に反するなら万民法としても妥当しないことにならないのか。ウルピアヌスは、自然法からすれば人間は生れつき自由であるが、万民法によって自然法に反する奴隷制度が持ち込まれたとする（D.1,1,4）。万民法は自然法と同じではないとも言っている（D.1,1,1）従って、ここでは自然法と万民法が対立する関係になる。自然法に反するならば、奴隷制度は否定されそうだが、奴隷制度は万民法によって正当化されており、自然法に反するから否定されるべきだという結論になっていない。そこで、自然法と万民法の関係が問題となる。

ローマ法では、自然法が万民法を否定する強い力を持っていないというべきであろう。自然法は、全ての人間にも動物にも共通するという意味で「自然」を基礎として妥当する法であるが、だからといって全ての法の最上位にあるわけではない。神の法として説明されるキリスト教的な自然法と異なるのである。ストア的な自然法、すなわち、万物に共通するという意味での自然に基礎を置くという自然法である。従って、自然法と異なる万民法や市民法が妥当することがありうる。ウルピアヌスは、個人の生活関係を規律する民事法は、自然法、万民法、市民法の三つ部分からなるという。それぞれが正当化原理として機能し、相互の上下関係があるわけではないということであろう。

従って、ローマ法大全が自然法をもとに、自然に反する奴隷制度を批判しているという理解は正しくない。しかし、ストア的な自然法が奴隷制度の評価にとって意味がないわけではない。奴隷制度は、万民法によって基礎付けられるとしても、自然に反するがゆえに望ましくないものであり、解放によって奴隷が自由になることは人間を自然の状態に戻す好ましい行為であるということになる。奴隷が物として扱われる側面があるとしても、定義上は人間であることを失わないのもストア的自然法が根拠となっている。奴隷を「物」と定義したアメリカの奴隷法とは異なる。

## （3）奴隷の法的な扱い

奴隷には物の側面と人の側面がある<sup>2</sup>。物の側面は、奴隷は主人の所有物となり、売買などの対象となる点にみられる。奴隷売買には瑕疵担保責任を認める特別法もあり、売主は売買奴隷の病気や欠陥、逃亡癖があるときはそのことを買主に告知する義務があり、買主は、違反した売主に対して売買契約の解除、代金減額などを請求できた。

ローマ法は、奴隷の人としての側面も認めていた。その反映として奴隷が主人の手足となって主人のために取引行為することが認められていた。これは主人が代理人を使って商売をするのと同じなのであるが、ローマ法は現在の各国民法にある代理制度を有していなかった。奴隷による取引がその代わりに機能を果たしていた（家父長権に服する子による取引も同じ構造）。また、奴隷には法人格がないので、取引で相手方に約束しても、奴隷

に法的な債務は発生しなかったが、自然法上の義務は負うとされていた。さらに、奴隷は、物を所有することはできないが、主人の承認のもとで奴隷が自由に処分できる特別財産(peculium)を有していた。これを使って、実際上は奴隷自身が対外的な取引をすることもできた。

奴隷の婚姻その他の家族関係的な側面に関しては、奴隷は奴隷間であっても法的な婚姻はできず、生まれた子との間の父子関係も母子関係も認められなかった。女奴隷が生んだ子は母と同じく奴隷とされ、母奴隷の所有者に帰属した。この法理はガイウスによれば万民法であるとされる。それはどういう意味だろうか。奴隷を物と見るならば、牛の子と同じように、「果実の法理」により、果実は元物である母奴隷の所有者に帰属するはずである。しかし、女奴隷の子はローマ法上は果実ではないとされていた<sup>3</sup>。その理由として諸説が主張されていたが、法学大全中の法学提要は、ガイウスの説明を採用して、「自然が物からの全ての果実を人間のために与えてきたのに、その人間(注:女奴隷の子のこと)が果実に属するというのはばかげていると考えられたから(absurdum videbatur)」と述べている(Inst. 2. 1. 37)。一見すると奴隷を人と見る人道的な立場からの説明のようにも見えるが、理由は元来別にあった。それは、奴隷の所有者が他人のために奴隷の用益権を設定した場合に、果実は用益権者が取得することができたことと関係する。奴隷の子を果実とすると、その子は女奴隷の所有者にではなく、用益権者に帰属する。しかし、奴隷の子は貴重であったので、それを用益権者に帰属させるのは適当でないという判断が元来はあったのであろう<sup>4</sup>。しかし、法学提要の編者が、果実性の否定論としては必ずしも洗練された議論でないにもかかわらず、ガイウスの説明を採用したのは、奴隷の子も人であるという立場から、この問題を「物の法理(果実の法理)」で解決するのは適当でないと考えたからではないだろうか。もっとも、法学提要は、万民法によって女奴隷の子がその主人の所有物として奴隷の地位を引き継ぐことは認めるので、その立場を人道的だとするのは過大評価となろう。

#### (4) 奴隷の解放

主人の生前行為による解放と遺言による解放があった。古くは解放のための厳格な方式(法務官の前で解放、人口調査の際の自由人登録)や人数制限などがあったが、徐々に緩和され、また、キリスト教が国教となった後は教会で司教の前で主人が解放宣言することでも解放できた(C. 1. 13. 1)。注目されるのは、その効果である。解放された者には原則としてローマ市民権が与えられた。アメリカの南部諸州において被解放者を州外に追放する制度があったのと大違いである。

## 4 ローマ帝国の崩壊と奴隷 Fall of Western Roman Empire and the slavery

ローマの奴隷制度がいつまで続いたのかについても定説がない。三九五年にローマ帝国が東西に分離し、西ローマ帝国は四七六年に崩壊する。ガリアなどのローマの支配地域では奴隷制度はやがて自然消滅し、一部は中世的な農奴になったと言われる。東ローマ帝国は一四五三年まで続き、ここでは奴隷制度が残ったが、すでにユスティニアヌスの時代には農業生産の関係では奴隷の役割は低下し、むしろ没落した自由農民であるコロヌスが重要になっていた。コロヌスは土地所有者との契約によって生じるが、その契約的拘束は特別の理由がない限り、生涯続き、子孫にも引き継がれる。土地を離れることもできない。ローマ的な奴隷制度から中世的農奴的世界に移行していくのである。

<sup>1</sup> 奴隷を含む全人口については、Beloch, Historische Beiträge zur Bevölkerungslehre, (1886)。奴隷人口は全人口に対する一定割合で推定している。

<sup>2</sup> Buckland, The Roman Law of Slavery, pp. 3-4 (1908); Kaser/Knütel/Lohsse, Römisches Privatrecht, 21. Aufl., § 15 (2017) 参

---

照。

<sup>3</sup> Kaser, *Partus ancillae*, ZS 75, p. 156 以下 (1958)、清水悠「果実概念の形成：『女奴隷の子 (*partus ancillae*) は果実に含まれるのか?』——果実の帰属と使用取得の可否を中心に」早稲田法学 95 巻 1 号 241 頁以下 (2019 年) 参照。

<sup>4</sup> Kaser, *supra* note 3, p. 198.